

長野県環境影響評価条例施行規則新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 準備書の作成前の手続</p> <p> 第1節 第2種事業に係る判定（第4条・第5条）</p> <p> 第2節 方法書の作成等（第6条—第14条）</p> <p>第3章 準備書</p> <p> 第1節 準備書の作成等（第15条—第19条）</p> <p> 第2節 <u>準備書説明会</u>（第20条—第23条）</p> <p> 第3節 準備書についての意見書の提出等（第24条・第25条）</p> <p> 第4節 公聴会（第26条—第33条）</p> <p> 第5節 準備書についての知事の意見（第34条）</p> <p>第4章 評価書（第35条—第40条）</p> <p>第5章 対象事業の内容の修正等（第41条—第45条）</p> <p>第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続</p> <p> 第1節 <u>評価書の公告及び縦覧後の対象事業の内容の変更等（第46条—第50条）</u></p> <p> 第2節 <u>配慮の要請を行う許認可等（第51条）</u></p> <p> 第3節 <u>事後調査計画書（第51条の2—第51条の4）</u></p> <p> 第4節 <u>対象事業着手報告書等（第51条の5・第51条の6）</u></p> <p> 第5節 <u>事後調査報告書（第51条の7—第51条の11）</u></p> <p> 第6節 <u>施工状況等報告書（第52条・第53条）</u></p> <p>第7章 技術委員会（第54条）</p> <p>第8章 <u>法対象事業に係る手続（第54条の2—第56条）</u></p> <p>第9章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第57条—第62条）</p> <p>第10章 雑則（第63条—第65条）</p> <p>附則</p> <p>（第2種事業の判定の基準）</p> <p>第5条 第2種事業に係る条例第5条第4項（同条第5項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条の2）</p> <p>第2章 準備書の作成前の手続</p> <p> 第1節 第2種事業に係る判定（第4条・第5条）</p> <p> 第2節 方法書の作成等（第6条—第14条）</p> <p>第3章 準備書</p> <p> 第1節 準備書の作成等（第15条—第19条）</p> <p> 第2節 説明会（第20条—第23条）</p> <p> 第3節 準備書についての意見書の提出等（第24条・第25条）</p> <p> 第4節 公聴会（第26条—第33条）</p> <p> 第5節 準備書についての知事の意見（第34条）</p> <p>第4章 評価書（第35条—第40条）</p> <p>第5章 対象事業の内容の修正等（第41条—第45条）</p> <p>第6章 評価書の公告及び縦覧後の手続<u>（第46条—第53条）</u></p> <p>第7章 技術委員会（第54条）</p> <p>第8章 <u>環境影響評価法との関係（第55条・第56条）</u></p> <p>第9章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第57条—第62条）</p> <p>第10章 雑則（第63条—第65条）</p> <p>附則</p> <p>（第2種事業の判定の基準）</p> <p>第5条 第2種事業に係る条例第5条第3項（同条第4項及び条例第24条第2項において準用する場合を含む。）の規定による判定については、当該第2種事業が次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するときは、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがあると認めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(環境影響を受ける範囲と認められる地域)</p> <p>第7条 <u>条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域</u> (以下「環境影響想定地域」という。)は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(方法書送付書)</p> <p>第8条 条例第7条の規定による送付をしようとする者は、方法書送付書(様式第2号)に方法書及び要約書を添えて提出しなければならない。</p> <p>(方法書についての公告の方法)</p> <p>第9条 条例第8条の規定による公告は、<u>県報への掲載又はインターネットの利用により行うものとする。</u></p> <p>(方法書について公告する事項)</p> <p>第10条 条例第8条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 対象事業実施区域</p> <p>(4) <u>環境影響想定地域の範囲</u></p> <p>(5) 方法書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨</p> <p>(7) 条例第9条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項</p> <p>(方法書の縦覧)</p> <p>第11条 条例第8条の規定により方法書<u>及び要約書</u>を縦覧に供する場所は、次の各号に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>(1) 県の庁舎その他の県の施設</p> <p>(2) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(環境影響を受ける範囲と認められる地域)</p> <p>第7条 <u>対象事業に係る条例第7条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域</u>は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって、1以上の環境要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。</p> <p>(方法書送付書)</p> <p>第8条 条例第7条の規定による送付をしようとする者は、方法書送付書(様式第2号)に方法書を添えて提出しなければならない。</p> <p>(方法書についての公告の方法)</p> <p>第9条 条例第8条の規定による公告は、<u>県報に</u>掲載して行うものとする。</p> <p>(方法書について公告する事項)</p> <p>第10条 条例第8条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 対象事業実施区域</p> <p>(4) <u>条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲</u></p> <p>(5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨</p> <p>(7) 条例第9条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項</p> <p>(方法書の縦覧)</p> <p>第11条 条例第8条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次の各号に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。</p> <p>(1) 県の庁舎その他の県の施設</p> <p>(2) 関係市町村の協力が得られた場合にあつては、関係市町村の庁舎その他の関係市町村の施設</p>

改正案	現行
<p>(3) 事業者の協力が得られた場合にあつては、事業者の事務所 (4) 前3号に掲げるもののほか、県が利用できる適切な施設 <u>(方法書説明会の開催)</u></p>	<p>(3) 事業者の協力が得られた場合にあつては、事業者の事務所 (4) 前3号に掲げるもののほか、県が利用できる適切な施設</p>
<p>第11条の2 条例第8条の2第1項の規定による方法書説明会は、できる限り方法書説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、環境影響想定地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、方法書説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p>	
<p>2 前項の規定により開催日時及び場所を定めたときは、次に掲げる事項を知事に通知しなければならない。</p>	
<p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	
<p>(2) 対象事業の名称</p>	
<p>(3) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所</p>	
<p>(4) 方法書説明会の開催を周知する方法</p>	
<p><u>(方法書説明会の開催の周知)</u></p>	
<p>第11条の3 条例第8条の2第2項の規定による周知は、方法書説明会の開催を予定する日の1週間前までに次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p>	
<p>(1) 環境影響想定地域内の住民に印刷物を配布し、又は回覧すること。</p>	
<p>(2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の広報紙に掲載すること。</p>	
<p>(3) 前2号に掲げるもののほか、方法書説明会の開催を周知させるための適切な方法</p>	
<p>2 条例第8条の2第2項の規定による周知は、次に掲げる事項について行うものとする。</p>	
<p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p>	
<p>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</p>	
<p>(3) 対象事業実施区域</p>	
<p>(4) 環境影響想定地域の範囲</p>	
<p>(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所</p>	
<p><u>(方法書説明会に係る責めに帰することができない事由)</u></p>	
<p>第11条の4 条例第8条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。</p>	

改正案	現行
<p>(1) <u>天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。</u></p> <p>(2) <u>事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによつて方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。</u> (方法書の記載事項の周知)</p> <p>第11条の5 <u>条例第8条の2第4項の規定による方法書の記載事項の周知は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。</u></p> <p>(2) <u>方法書の概要を周知すること。</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、方法書の記載事項を周知させるための適切な方法</u></p> <p>2 <u>第11条の3第1項第1号及び第2号の規定は、前項第1号及び第2号の規定による周知について準用する。</u> (準備書送付書)</p> <p>第16条 <u>条例第15条の規定による送付をしようとする者は、準備書送付書(様式第2号)に準備書及び要約書を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>(準備書について公告する事項)</p> <p>第18条 <u>条例第16条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(2) <u>対象事業の名称、種類及び規模</u></p> <p>(3) <u>対象事業実施区域</u></p> <p>(4) <u>関係地域の範囲</u></p> <p>(5) <u>準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間</u></p> <p>(6) <u>準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨</u></p> <p>(7) <u>条例第18条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項</u></p> <p><u>第2節 準備書説明会</u> (準備書説明会の開催)</p> <p>第20条 <u>第11条の2の規定は、条例第17条第1項の規定による準備書説明会に</u></p>	<p>現行</p> <p>(準備書送付書)</p> <p>第16条 <u>条例第15条の規定による送付をしようとする者は、準備書送付書(様式第2号)に準備書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。</u></p> <p>(準備書について公告する事項)</p> <p>第18条 <u>条例第16条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</u></p> <p>(2) <u>対象事業の名称、種類及び規模</u></p> <p>(3) <u>対象事業実施区域</u></p> <p>(4) <u>関係地域の範囲</u></p> <p>(5) <u>準備書の縦覧の場所、期間及び時間</u></p> <p>(6) <u>準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨</u></p> <p>(7) <u>条例第18条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項</u></p> <p><u>第2節 説明会</u> (説明会の開催)</p> <p>第20条 <u>条例第17条第1項の規定による説明会は、できる限り説明会に参加す</u></p>

改正案	現 行
<p>ついて準用する。この場合において、第11条の2第1項中「環境影響想定地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>る者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとし、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認める場合には、説明会を開催すべき地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに開催するものとする。</p> <p>2 前項の規定により開催日時及び場所を定めたときは、次の各号に掲げる事項を知事に通知しなければならない。</p>
<p>(準備書説明会の開催の周知)</p> <p>第21条 第11条の3の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第2項の規定による周知について準用する。この場合において、第11条の3第1項及び第2項第5号中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と、同条第1項第1号及び第2項第4号中「環境影響想定地域」とあるのは「関係地域」と、同条第1項第3号中「前2号」とあるのは「第21条において準用する前2号」と読み替えるものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称</p> <p>(3) 説明会の開催を予定する日時及び場所</p> <p>(4) 説明会の開催を周知する方法</p> <p>(説明会の開催の周知)</p> <p>第21条 条例第17条第2項の規定による周知は、説明会の開催を予定する日の1週間前までに次の各号に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 関係地域内の住民に印刷物を配布し、又は回覧すること。</p> <p>(2) 関係市町村の協力を得て、関係市町村の広報紙に掲載すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、説明会の開催を周知させるための適切な方法</p>
<p>(準備書説明会に係る責めに帰することができない事由)</p> <p>第22条 第11条の4の規定は、条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものについて準用する。この場合において、第11条の4各号中「方法書説明会」とあるのは、「準備書説明会」と読み替えるものとする。</p> <p>(削る。)</p>	<p>2 条例第17条第2項の規定による周知は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 対象事業実施区域</p> <p>(4) 関係地域の範囲</p> <p>(5) 説明会の開催を予定する日時及び場所</p> <p>(責めに帰することができない事由)</p> <p>第22条 条例第17条第4項の事業者の責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能で</p>

改正案	現行
<p>(削る。)</p> <p>(準備書の記載事項の周知)</p> <p>第23条 条例第17条第2項において準用する条例第8条の2第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次の各号に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。</p> <p>(2) 準備書の概要を周知すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法</p> <p>2 第21条において準用する第11条の3第1項第1号及び第2号の規定は、前項第1号及び第2号の規定による周知について準用する。</p> <p>(評価書送付書)</p> <p>第37条 条例第21条第3項の規定による送付をしようとする者は、評価書送付書(様式第2号)に評価書及び要約書を添えて提出しなければならない。</p> <p>(評価書について公告する事項)</p> <p>第39条 条例第22条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 対象事業実施区域</p> <p>(4) 関係地域の範囲</p> <p>(5) 評価書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(判定により手続から離れる場合の公告)</p> <p>第42条 第9条の規定は、条例第24条第3項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 条例第24条第3項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 条例第24条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p>	<p><u>あること。</u></p> <p>(2) <u>事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。</u></p> <p>(準備書の記載事項の周知)</p> <p>第23条 条例第17条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、次の各号に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 要約書を求めに応じて提供することを周知した後、要約書を求めに応じて提供すること。</p> <p>(2) 準備書の概要を周知すること。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の記載事項を周知させるための適切な方法</p> <p>2 第21条第1項第1号及び第2号の規定は、前項第1号及び第2号の規定による周知について準用する。</p> <p>(評価書送付書)</p> <p>第37条 条例第21条第3項の規定による送付をしようとする者は、評価書送付書(様式第2号)に評価書及びこれを要約した書類を添えて提出しなければならない。</p> <p>(評価書について公告する事項)</p> <p>第39条 条例第22条の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 対象事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 対象事業実施区域</p> <p>(4) 関係地域の範囲</p> <p>(5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間</p> <p>(判定により手続から離れる場合の公告)</p> <p>第42条 第9条の規定は、条例第24条第3項の規定による公告について準用する。</p> <p>2 条例第24条第3項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1) 条例第24条第1項の規定による届出をした者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p>

改正案	現 行
<p>(2) 条例第24条第2項において準用する<u>条例第5条第4項第2号</u>に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 条例第24条第2項において準用する<u>条例第5条第4項第2号</u>に規定する措置がとられた旨</p> <p>3 第9条及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第24条第3項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第1号中「<u>条例第24条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第27条第4項において準用する条例第24条第1項</u>」と、同項第2号及び第3号中「<u>条例第24条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第27条第4項において準用する条例第24条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第1節 評価書の公告及び縦覧後の対象事業の内容の変更等</u></p> <p>第46条～第50条 (略)</p> <p><u>第2節 配慮の要請を行う許認可等</u></p> <p>第51条 条例第29条の規則で定める許可、認可その他の行為は、別表第4の許可、認可その他の行為の欄に掲げる行為とする。</p> <p><u>第3節 事後調査計画書</u> (事後調査計画書の作成)</p> <p>第51条の2 <u>対象事業に係る条例第30条の2第1項の事後調査の項目及び手法の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。</u> (事後調査計画書送付書)</p> <p>第51条の3 <u>条例第30条の2第2項の規定による送付をしようとする者は、事後調査計画書送付書(様式第2号)に事後調査計画書を添えて提出しなければならない。</u> (事後調査計画書についての知事の意見の提出期間)</p> <p>第51条の4 <u>条例第30条の3第1項の規則で定める期間は、30日とする。</u></p> <p><u>第4節 対象事業着手報告書等</u> (条例第31条第1項の規則で定める者)</p> <p>第51条の5 <u>条例第31条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。</u></p> <p>(1) <u>対象事業に着手してから対象事業を実施しないこととした者(対象事業の実施を他の者に引き継いだ者を除く。)</u></p> <p>(2) <u>対象事業の実施を完了した者(次号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(3) <u>対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人</u></p>	<p>(2) 条例第24条第2項において準用する<u>条例第5条第3項第2号</u>に規定する措置がとられた事業の名称、種類及び規模</p> <p>(3) 条例第24条第2項において準用する<u>条例第5条第3項第2号</u>に規定する措置がとられた旨</p> <p>3 第9条及び前項の規定は、条例第27条第4項において準用する条例第24条第3項の規定による公告について準用する。この場合において、前項第1号中「<u>条例第24条第1項</u>」とあるのは「<u>条例第27条第4項において準用する条例第24条第1項</u>」と、同項第2号及び第3号中「<u>条例第24条第2項</u>」とあるのは「<u>条例第27条第4項において準用する条例第24条第2項</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>第46条～第50条 (略)</p> <p><u>(配慮の要請を行う許認可等)</u></p> <p>第51条 条例第29条の規則で定める許可、認可その他の行為は、別表第4の許可、認可その他の行為の欄に掲げる行為とする。</p>

改正案	現行
<p><u>の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ者</u> <u>(対象事業の着手等の報告)</u></p> <p>第51条の6 <u>条例第31条第1項に規定する報告書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める報告書によるものとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第31条第1項第1号に該当する場合 対象事業着手報告書(様式第6号)</u></p> <p>(2) <u>条例第31条第1項第2号に該当する場合 対象事業変更報告書(様式第7号)</u></p> <p>(3) <u>条例第31条第1項第3号又は第4号に該当する場合 対象事業廃止等報告書(様式第4号)</u></p> <p>(4) <u>条例第31条第1項第5号に該当する場合 対象事業完了報告書(様式第8号)</u></p> <p>2 <u>条例第31条第1項第2号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第26条第2項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)の場合において、条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要する場合</u></p> <p>(2) <u>条例第26条第4項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合</u></p> <p>(3) <u>条例第27条第2項の規定の適用を受ける場合</u></p> <p>(4) <u>対象事業廃止等報告書又は事後調査報告書により変更しようとする事項を報告する場合</u></p> <p>(5) <u>変更しようとする事項が軽微なものである場合</u></p> <p><u>第5節 事後調査報告書</u> <u>(事後調査報告書の作成)</u></p> <p>第51条の7 <u>事後調査報告書は、様式第9号によるものとし、知事が別に定めるところにより、作成しなければならない。</u></p> <p>2 <u>対象事業に係る条例第31条の2各号に掲げる事項の記載は、技術指針の定めるところにより行うものとする。</u> <u>(事後調査報告書についての公告の方法)</u></p> <p>第51条の8 <u>第9条の規定は、条例第31条の4の規定による公告について準用する。</u> <u>(事後調査報告書について公告する事項)</u></p> <p>第51条の9 <u>条例第31条の4の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。</u></p>	

改正案	現行
<p>(1) <u>事業実施者等の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</u></p> <p>(2) <u>対象事業の名称、種類及び規模</u></p> <p>(3) <u>対象事業実施区域</u></p> <p>(4) <u>関係地域の範囲</u></p> <p>(5) <u>事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間</u></p> <p>(6) <u>事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨</u></p> <p>(7) <u>条例第31条の5第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項</u> <u>（事後調査報告書の縦覧）</u></p>	
<p>第51条の10 <u>第11条の規定は、条例第31条の4の規定による縦覧について準用する。この場合において、第11条中「方法書及び要約書」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第3号中「事業者」とあるのは「事業実施者等」と読み替えるものとする。</u> <u>（事後調査報告書についての意見書の提出）</u></p>	
<p>第51条の11 <u>第12条の規定は、条例第31条の5第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第12条第1項第2号及び第3号中「方法書」とあるのは、「事後調査報告書」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p><u>第6節 施工状況等報告書</u> <u>（施工状況等報告書の作成等をする者）</u></p>	<p><u>（評価書の公告後の報告者）</u></p>
<p>第52条 <u>第51条の5の規定は、条例第32条第1項及び第2項の規則で定める者について準用する。この場合において、第51条の5第2号中「次号」とあるのは、「第52条において準用する次号」と読み替えるものとする。</u> <u>（削る。）</u></p>	<p>第52条 <u>条例第32条第1項及び第2項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。</u></p>
<p><u>（削る。）</u></p>	<p><u>（1） 対象事業に着手してから対象事業を実施しないこととした者（対象事業の実施を他の者に引き継いだ者を除く。）</u></p>
<p><u>（削る。）</u></p>	<p><u>（2） 対象事業の実施を完了した者（次号に掲げる者を除く。）</u></p>
<p><u>（施工状況等報告書の送付）</u></p>	<p><u>（3） 対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ者</u> <u>（評価書の公告後の報告）</u></p>
<p>第53条 <u>施工状況等報告書は、様式第10号によるものとし、知事が別に定める場合を除き、毎年、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時期に送付しなければならない。</u></p>	<p>第53条 <u>条例第32条第1項第1号に掲げる事項（対象事業の実施を完了するまでの措置の状況に限る。）及び同項第3号に掲げる事項を記載した報告書は、<u>施工状況等報告書（様式第6号）</u>によるものとし、知事が別に定める場合を</u></p>

改正案	現行				
<p>(1) 1月から3月までの状況 4月30日まで</p> <p>(2) 4月から6月までの状況 7月30日まで</p> <p>(3) 7月から9月までの状況 10月30日まで</p> <p>(4) 10月から12月までの状況 翌年の1月30日まで (削る。)</p>	<p>除き、毎年、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める時期に送付しなければならない。</p> <p>(1) 1月から3月までの状況 4月30日まで</p> <p>(2) 4月から6月までの状況 7月30日まで</p> <p>(3) 7月から9月までの状況 10月30日まで</p> <p>(4) 10月から12月までの状況 翌年の1月30日まで</p>				
<p>(削る。)</p>	<p>2 条例第32条第1項第1号に掲げる事項(対象事業の実施の完了後の措置の状況に限る。)及び同項第2号に掲げる事項を記載した報告書は、事後調査報告書(様式第7号)によるものとし、知事が別に定めるところにより、送付しなければならない。</p>				
	<p>3 前2項に定めるもののほか、条例第32条第1項に規定する報告書は、次の表の左欄に掲げる報告書によるものとし、それぞれ同表の右欄に掲げる場合に速やかに送付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1167 667 2056 1426"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 667 1377 1278"> <p>対象事業変更報告書(様式第8号)</p> </td> <td data-bbox="1377 667 2056 1278"> <p>対象事業の実施を完了するまでの間において、評価書に記載した事項を変更しようとする場合((1)から(5)までに掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 条例第26条第2項(条例第27条第4項の規定により準用する場合を含む。)の場合において、条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要する場合</p> <p>(2) 条例第26条第4項(条例第27条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 条例第27条第2項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(4) 対象事業廃止等報告書又は事後調査報告書により変更しようとする事項を報告する場合</p> <p>(5) 変更しようとする事項が軽微なものである場合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1278 1377 1426"> <p>対象事業廃止等報告書(様式第4号)</p> </td> <td data-bbox="1377 1278 2056 1426"> <p>対象事業を実施しないこととした場合</p> <p>条例第6条第1項第2号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しないこととなった場合</p> </td> </tr> </tbody> </table>	<p>対象事業変更報告書(様式第8号)</p>	<p>対象事業の実施を完了するまでの間において、評価書に記載した事項を変更しようとする場合((1)から(5)までに掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 条例第26条第2項(条例第27条第4項の規定により準用する場合を含む。)の場合において、条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要する場合</p> <p>(2) 条例第26条第4項(条例第27条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 条例第27条第2項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(4) 対象事業廃止等報告書又は事後調査報告書により変更しようとする事項を報告する場合</p> <p>(5) 変更しようとする事項が軽微なものである場合</p>	<p>対象事業廃止等報告書(様式第4号)</p>	<p>対象事業を実施しないこととした場合</p> <p>条例第6条第1項第2号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しないこととなった場合</p>
<p>対象事業変更報告書(様式第8号)</p>	<p>対象事業の実施を完了するまでの間において、評価書に記載した事項を変更しようとする場合((1)から(5)までに掲げる場合を除く。)</p> <p>(1) 条例第26条第2項(条例第27条第4項の規定により準用する場合を含む。)の場合において、条例の規定による環境影響評価その他の手続を経ることを要する場合</p> <p>(2) 条例第26条第4項(条例第27条第4項の規定により準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合</p> <p>(3) 条例第27条第2項の規定の適用を受ける場合</p> <p>(4) 対象事業廃止等報告書又は事後調査報告書により変更しようとする事項を報告する場合</p> <p>(5) 変更しようとする事項が軽微なものである場合</p>				
<p>対象事業廃止等報告書(様式第4号)</p>	<p>対象事業を実施しないこととした場合</p> <p>条例第6条第1項第2号に掲げる事項を変更した場合において、当該変更後の事業が第1種事業又は第2種事業のいずれにも該当しないこととなった場合</p>				

改正案

現行

第8章 法対象事業に係る手続
(法対象事業に係る事後調査計画書の作成等)

第54条の2 第51条の2から第53条まで(第52条後段を除く。)及び第63条の規定は、環境影響評価法(平成9年法律第81号。以下「法」という。)第2条第4項に規定する対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

左欄	中欄	右欄
第51条の2	条例第30条の2第1項	条例第40条第1項において準用する条例第30条の2第1項
第51条の3	条例第30条の2第2項	条例第40条第1項において準用する条例第30条の2第2項
第51条の4	条例第30条の3第1項	条例第40条第1項において準用する条例第30条の3第1項
第51条の5(見出しを含む。)	条例第31条第1項	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項
第51条の5第2号	次号	第54条の2において準用する次号
第51条の6第1項	条例第31条第1項に	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項に

対象事業完了報告書(様式第9号)	対象事業の実施を完了した場合
事後調査報告書(様式第7号)	対象事業の実施を完了した後、知事が別に定める期間において、新たに条例第14条第1項第6号のイに掲げる措置(条例第32条第1項第2号に掲げる事項に応じて講ずるものに限る。)を講ずることとした場合

第8章 環境影響評価法との関係

改正案			現行
第51条の6第1項第1号	条例第31条第1項第1号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第1号	
第51条の6第1項第2号及び第2項	条例第31条第1項第2号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第2号	
第51条の6第1項第3号	条例第31条第1項第3号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第3号	
第51条の6第1項第4号	条例第31条第1項第5号	条例第40条第1項において準用する条例第31条第1項第5号	
第51条の6第2項第1号	条例第26条第2項(条例第27条第4項	環境影響評価法(以下この章において「法」という。)第31条第2項(法第32条第3項	
	条例の	法の	
第51条の6第2項第2号	条例第26条第4項(条例第27条第4項	法第31条第4項(法第32条第3項	
第51条の6第2項第3号	条例第27条第2項	法第32条第2項	
第51条の7第2項	条例第31条の2各号	条例第40条第1項において準用する条例第31条の2各号	
第51条の8から第51条の10まで	条例第31条の4	条例第40条第1項において準用する条例第31条の4	
第51条の9第1号及び第51条の10	事業実施者等	法第2条第4項に規定する対象事業を実施している者及び第54条の2において準用する第51条の5各号に掲げる者	

改 正 案	現 行
-------	-----

第51条の9第3号	対象事業実施区域	法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域
第51条の9第4号	関係地域	法第15条に規定する関係地域
第51条の9第7号及び第51条の11	条例第31条の5第1項	条例第40条第1項において準用する条例第31条の5第1項
第52条	第51条の5	第54条の2において準用する第51条の5
	条例第32条第1項	条例第40条第1項において準用する条例第32条第1項
第63条	条例第42条第3項	条例第40条第1項において準用する条例第42条第3項

第55条 法第40条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第40条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
第40条第1項の表の第30条の2第1項の項及び第14項	第38条の2第1項に規定する事業者	第40条の2の規定により読み替えて適用される法第38条の2第1項に規定する都市計画事業者
第40条第2項	第3条の7第1項、第10条第1項又は	第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の7第1項又は法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項若しくは

改 正 案			現 行
<u>第40条第3項及び第4項</u>	<u>第3条の7第1項</u>	<u>第38条の6第3項の規定により読み替えて適用される法第3条の7第1項</u>	
<u>第40条第5項</u>	<u>第4条第2項（同条第4項及び</u>	<u>第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第2項（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される</u>	
<u>第40条第6項</u>	<u>前項</u>	<u>長野県環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）第55条第1項の規定により読み替えて適用される前項</u>	
<u>第40条第7項及び第8項</u>	<u>第4条第2項</u>	<u>第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第2項</u>	
<u>第40条第7項</u>	<u>前2項</u>	<u>施行規則第55条第1項の規定により読み替えて適用される前2項</u>	
<u>第40条第8項及び第9項</u>	<u>第5項</u>	<u>施行規則第55条第1項の規定により読み替えて適用される第5項</u>	
<u>第40条第9項第1号</u>	<u>第4条第3項各号（同条第4項及び</u>	<u>第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項各号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される</u>	

改正案			現行
第40条第9項第2号	第4条第7項	第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第7項	
第40条第10項及び第11項	第10条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項	
第40条第12項	第19条	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第19条	
第40条第13項	第20条第1項	第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第1項	
<p>2 法第40条第2項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における前条の規定の適用については、同条の表の第51条の2の項から第51条の5（見出しを含む。）の項まで、第51条の6第1項の項から第51条の6第1項第4号の項まで、第51条の7第2項の項、第51条の8から第51条の10までの項及び第51条の9第7号及び第51条の11の項から第63条の項までの規定中「<u>条例第40条第1項</u>」とあるのは、「<u>第55条第1項の規定により読み替えて適用される条例第40条第1項</u>」とする。</p> <p>（条例手続の免除）</p>			
<p>第56条 知事は、法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合、法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当し、同項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により知事に通知された場合において、新たに対象事業又は第2種事業となる事業については、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなし、条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>（1） 法第4条第2項の手続に相当する手続を経た書面の写し 条例第5条</p>			<p>（条例手続の免除）</p> <p>第55条 知事は、法第4条第3項第2号（同条第4項及び法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合、法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第3項第2号（法第39条第2項の規定により読み替えて適用される法第4条第4項及び法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第29条第2項において準用する場合を含む。）の規定による措置がとられた場合又は法第30条第1項第2号に該当し、同項（法第40条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により知事に通知された場合において、<u>条例第40条第1項ただし書の規定により新たに対象事業又は第2種事業となる事業</u>については、法の定めるところに従って作成された次の各号に掲げる書類があるときは、それぞれ当該各号に定める書類とみなし、条例の規定による環境影響評価その他の手続の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>（1） 法第4条第2項の手続に相当する手続を経た書面の写し 条例第5条</p>

改正案	現行
<p>第1項の手續に相当する手續を経た書面</p> <p>(2) 法第7条の手續に相当する手續を経た方法書 条例第8条の手續に相当する手續を経た方法書</p> <p>(3) 法第7条の2の手續に相当する手續を経た方法書 条例第8条の2の手續に相当する手續を経た方法書</p> <p>(4) 法第9条の手續に相当する手續を経た同条の書類 条例第10条の手續に相当する手續を経た同条の意見書の写し</p> <p>(5) 法第10条の手續に相当する手續を経た同条の書面 条例第11条の手續に相当する手續を経た同条の書面</p> <p>(6) 法第15条の手續に相当する手續を経た準備書 条例第15条の手續に相当する手續を経た準備書</p> <p>(7) 法第16条の手續に相当する手續を経た準備書 条例第16条の手續に相当する手續を経た準備書</p> <p>(8) 法第17条の手續に相当する手續を経た準備書 条例第17条の手續に相当する手續を経た準備書</p> <p>(9) 法第19条の手續に相当する手續を経た同条の書類 条例第19条の手續に相当する手續を経た同条の意見書の写し及び書類</p> <p>(10) 法第20条の手續に相当する手續を経た同条第1項の書面 条例第20条の手續に相当する手續を経た同条第1項の書面</p> <p>(11) 法第26条の手續に相当する手續を経た評価書 条例第21条の手續に相当する手續を経た評価書</p> <p>(12) 法第27条の手續に相当する手續を経た評価書 条例第22条の手續に相当する手續を経た評価書</p> <p>(13) 法第30条第1項の手續に相当する手續を経た通知 条例第5条第1項の手續に相当する手續を経た書面</p>	<p>第1項の手續に相当する手續を経た書面</p> <p>(2) 法第7条の手續に相当する手續を経た方法書 条例第8条の手續に相当する手續を経た方法書</p> <p>(3) 法第9条の手續に相当する手續を経た同条の書類 条例第10条の手續に相当する手續を経た同条の意見書の写し</p> <p>(4) 法第10条の手續に相当する手續を経た同条の書面 条例第11条の手續に相当する手續を経た同条の書面</p> <p>(5) 法第15条の手續に相当する手續を経た準備書 条例第15条の手續に相当する手續を経た準備書</p> <p>(6) 法第16条の手續に相当する手續を経た準備書 条例第16条の手續に相当する手續を経た準備書</p> <p>(7) 法第17条の手續に相当する手續を経た準備書 条例第17条の手續に相当する手續を経た準備書</p> <p>(8) 法第19条の手續に相当する手續を経た同条の書類 条例第19条の手續に相当する手續を経た同条の意見書の写し及び書類</p> <p>(9) 法第20条の手續に相当する手續を経た同条第1項の書面 条例第20条の手續に相当する手續を経た同条第1項の書面</p> <p>(10) 法第26条の手續に相当する手續を経た評価書 条例第21条の手續に相当する手續を経た評価書</p> <p>(11) 法第27条の手續に相当する手續を経た評価書 条例第22条の手續に相当する手續を経た評価書</p> <p>(12) 法第30条第1項の手續に相当する手續を経た通知 条例第5条第1項の手續に相当する手續を経た書面</p>
<p>2 知事は、前項の規定により条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除したときは第1号の措置を、免除しなかったときは第2号の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除した旨、その内容及び理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。</p> <p>(2) 条例の規定による環境影響評価その他の手續を免除しなかった旨及び</p>	<p>2 知事は、前項の規定により条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除したときは第1号の措置を、免除しなかったときは第2号の措置をとるものとする。</p> <p>(1) 条例の規定による環境影響評価その他の手續の全部又は一部を免除した旨、その内容及び理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。</p> <p>(2) 条例の規定による環境影響評価その他の手續を免除しなかった旨及び</p>

改正案	現行																								
<p>その理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。</p> <p>(削る。)</p>	<p>その理由を第1種事業を実施しようとする者、第2種事業を実施しようとする者又は第57条第1項、第58条第1項若しくは第60条第1項に規定する都市計画決定権者に通知すること。</p> <p>(知事が意見を述べる場合の手続)</p> <p>第56条 知事は、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第10条第1項又は法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、技術委員会の意見を聴くものとする。</p> <p>2 知事は、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第20条第1項の規定により意見を述べる場合には、条例第20条の規定の例により、公聴会を開催するものとする。</p>																								
<p>第9章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例 (都市計画に定められる第2種事業等)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における条例第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第9章 都市計画に定められる対象事業等に関する特例 (都市計画に定められる第2種事業等)</p> <p>第57条 (略)</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が届出を行う場合における条例第5条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条第1項</td> <td>第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業)にあつては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。)</td> <td>長野県環境影響評価条例施行規則(以下「施行規則」という。)第57条第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その氏名</td> <td>都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名</td> </tr> <tr> <td>第5条第4項第</td> <td>及び第2項の市町村長</td> <td>、第2項の市町村長及び当</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	第5条第1項	第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業)にあつては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。)	長野県環境影響評価条例施行規則(以下「施行規則」という。)第57条第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき		その氏名	都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名	第5条第4項第	及び第2項の市町村長	、第2項の市町村長及び当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>左欄</th> <th>中欄</th> <th>右欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条第1項</td> <td>第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業)にあつては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。)</td> <td>長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号。以下「施行規則」という。)第57条第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その氏名</td> <td>都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名</td> </tr> <tr> <td>第5条第3項第</td> <td>及び前項の市町村長</td> <td>、前項の市町村長及び当該</td> </tr> </tbody> </table>	左欄	中欄	右欄	第5条第1項	第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業)にあつては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。)	長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号。以下「施行規則」という。)第57条第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき		その氏名	都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名	第5条第3項第	及び前項の市町村長	、前項の市町村長及び当該
左欄	中欄	右欄																							
第5条第1項	第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業)にあつては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。)	長野県環境影響評価条例施行規則(以下「施行規則」という。)第57条第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき																							
	その氏名	都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名																							
第5条第4項第	及び第2項の市町村長	、第2項の市町村長及び当																							
左欄	中欄	右欄																							
第5条第1項	第2種事業を実施しようとする者(委託に係る事業)にあつては、その委託をしようとする者。以下この条において同じ。)	長野県環境影響評価条例施行規則(平成10年長野県規則第26号。以下「施行規則」という。)第57条第1項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)は、第2種事業又は第2種事業に係る施設を都市計画法(昭和43年法律第100号)の規定により都市計画に定めようとするとき																							
	その氏名	都市計画決定権者の名称、当該第2種事業を実施しようとする者の氏名																							
第5条第3項第	及び前項の市町村長	、前項の市町村長及び当該																							

改正案			現行		
1号及び第2号		該第2種事業を実施しようとする者	1号及び第2号		第2種事業を実施しようとする者
第5条第5項	当該事業を実施しよう	当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう	第5条第4項	当該事業を実施しよう	当該事業又は当該事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第5条第6項	第24条第2項	施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第24条第2項	第5条第5項	第24条第2項	施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される第24条第2項
第5条第7項	第2種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者	第5条第6項	第2種事業を実施しようとする者	都市計画決定権者
第5条第8項	市町村長	市町村長及び当該第2種事業を実施しようとする者	第5条第7項	市町村長	市町村長及び当該第2種事業を実施しようとする者
<p>3 第1項の規定により都市計画決定権者が条例第5条第1項の規定による届出を行う場合においては、第4条及び第5条の規定を適用する。この場合において、第4条中「条例第5条第1項」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、第5条第1項中「<u>条例第5条第4項（同条第5項及び）</u>とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項（第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第5項及び第58条第2項の規定により読み替えて適用される）」とする。</p> <p>（都市計画に定められる対象事業等）</p>			<p>3 第1項の規定により都市計画決定権者が条例第5条第1項の規定による届出を行う場合においては、第4条及び第5条の規定を適用する。この場合において、第4条中「条例第5条第1項」とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項」と、第5条第1項中「<u>条例第5条第3項（同条第4項及び）</u>とあるのは「第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第3項（第57条第2項の規定により読み替えて適用される条例第5条第4項及び第58条第2項の規定により読み替えて適用される）」とする。</p> <p>（都市計画に定められる対象事業等）</p>		
<p>第58条（略）</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第6条から第32条まで（第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第58条（略）</p> <p>2 前項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第6条から第32条まで（第6条第2項、第14条第2項並びに第25条第1項第3号、第2項及び第3項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
	左欄	中欄		左欄	中欄
	(略)	(略)		(略)	(略)
	第7条	事業者 対象事業		第7条	事業者 対象事業
		都市計画決定権者 都市計画対象事業			都市計画決定権者 都市計画対象事業

改正案			現行		
	次条及び第8条の2第4項 ならない	以下この節 ならない。この場合において、知事は、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする			
第8条	知事は、前条の送付を受けたときは、方法書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、方法書及び要約書の送付を受けた	都市計画決定権者は、 を作成したときは、その	第8条	知事 前条の方法書の送付を受けたときは、方法書の送付を受けた	都市計画決定権者 方法書を作成したときは、その
第8条の2から第11条まで	事業者	都市計画決定権者	第9条から第11条まで	事業者	都市計画決定権者
第12条から第14条まで	事業者 対象事業	都市計画決定権者 都市計画対象事業	第12条から第15条まで	事業者 対象事業	都市計画決定権者 都市計画対象事業
第15条	事業者 対象事業 次条 ならない	都市計画決定権者 都市計画対象事業 以下この条及び次条 ならない。この場合において、知事は、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする			
第16条	知事 受けたときは、準備書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、準備書及び要約書の送付を受けた	都市計画決定権者 行った後、準備書及び要約書を作成した	第16条	知事 受けたときは、準備書及び要約書の送付を受けた	都市計画決定権者 行った後、準備書を作成した

改正案			現行		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第21条第3項	事業者 及び関係市町村長 次条 ならない	都市計画決定権者 、関係市町村長及び施行規則第58条第1項の事業者 以下この項及び次条 ならない。この場合において、知事は、評価書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする	第21条第3項	事業者 及び関係市町村長	都市計画決定権者 、関係市町村長及び施行規則第58条第1項の事業者
第22条	知事 受けたときは、評価書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、評価書及び要約書の送付を受けた	都市計画決定権者 行ったときは、評価書及び要約書を作成した	第22条	知事 受けたとき 評価書及び要約書の送付を受けた旨	都市計画決定権者 行ったとき 評価書を作成した旨
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第24条第2項	から第4項まで 同条第4項第1号	及び第3項並びに施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第4項 施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第4項第1号	第24条第2項	第3項の 同条第3項第1号	施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第3項の 施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第1号
第24条第3項	第5条第4項第2号	施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第4項第2号	第24条第3項	第5条第3項第2号	施行規則第57条第2項の規定により読み替えて適用される第5条第3項第2号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う 3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う

改正案

場合においては、第6条から第53条まで（第6条第5項、第15条第7項、第41条第2項、第42条第3項、第43条第2項、第44条第2項第4号、同条第3項、第45条、第46条第3項、第47条第2項及び第48条第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
第7条	条例第7条の対象事業	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
(略)	(略)	(略)
第9条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	登載	登載（都市計画決定権者が国土交通大臣であるときは官報への掲載、市町村であるときは当該市町村の揭示場への揭示）
第10条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	対象事業の	都市計画対象事業の
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

現行

場合においては、第6条から第53条まで（第6条第5項、第15条第7項、第41条第2項、第42条第3項、第43条第2項、第44条第2項第4号、同条第3項、第45条、第46条第3項、第47条第2項及び第48条第3項を除く。）の規定を適用するものとし、この場合におけるこれらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

左欄	中欄	右欄
(略)	(略)	(略)
第7条	対象事業に 条例第7条	都市計画対象事業に 第58条第2項の規定により読み替えて適用される 条例第7条
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
(略)	(略)	(略)
第9条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	登載して	登載して（都市計画決定権者が国土交通大臣であるときは官報に掲載して、市町村であるときは当該市町村の揭示場へ揭示して）
第10条	条例第8条	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条
	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
	対象事業の	都市計画対象事業の
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域

改正案			現行		
				条例第7条の対象事業	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業
	条例第9条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項		条例第9条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第9条第1項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第11条第4号	県	都市計画決定権者	第11条第4号	県	都市計画決定権者
第11条の2第1項	条例第8条の2第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第1項			
	事業者	都市計画決定権者			
第11条の2第2項	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称			
	対象事業	都市計画対象事業			
第11条の3第1項及び第2項	条例第8条の2第2項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第2項			
第11条の3第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称			
第11条の3第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業			
第11条の3第2項第3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域			
第11条の4	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項			

改正案			現行		
	事業者	都市計画決定権者			
第11条の5第1項	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第8条の2第4項			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第15条第4項	対象事業	都市計画対象事業	第15条第4項及び第5項	対象事業	都市計画対象事業
第15条第5項	対象事業からウまで	都市計画対象事業及びイ並びに第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号のウ			
第15条第6項	対象事業	都市計画対象事業	第15条第6項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第14条第1項第6号のエ	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号のエ		条例第14条第1項第6号のエ	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号のエ
	同号のアからウまで	条例第14条第1項第6号のア及びイ並びに第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項第6号のウ			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			第20条第1項	条例第17条第1項	第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
				事業者	都市計画決定権者
			第20条第2項	事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
				対象事業	都市計画対象事業
			第21条第1項及	条例第17条第2項	第58条第2項の規定によ

改正案			現行		
			び第2項		り読み替えて適用される 条例第17条第2項
			第21条第2項第 1号	事業者の氏名及び住所（法 人にあつては、その名称、 代表者の氏名及び主たる 事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第20条	条例第17条第1項	第58条第2項の規定によ り読み替えて適用される 条例第17条第1項	第21条第2項第 2号	対象事業	都市計画対象事業
第21条	条例第17条第2項	第58条第2項の規定によ り読み替えて適用される 条例第17条第2項	第21条第2項第 3号	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区 域
	条例第8条の2第2項	第58条第2項の規定によ り読み替えて適用される 条例第8条の2第2項			
第22条	条例第17条第2項	第58条第2項の規定によ り読み替えて適用される 条例第17条第2項	第22条	条例第17条第4項	第58条第2項の規定によ り読み替えて適用される 条例第17条第4項
	条例第8条の2第4項	第58条第2項の規定によ り読み替えて適用される 条例第8条の2第4項		事業者	都市計画決定権者
第23条第1項	条例第17条第2項	第58条第2項の規定によ り読み替えて適用される 条例第17条第2項	第23条	条例第17条第4項	第58条第2項の規定によ り読み替えて適用される 条例第17条第4項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(事業者等の協力)			(事業者等の協力)		
第62条 都市計画決定権者は、第2種事業を実施しようとする者又は事業者等 に対し、第57条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うた めの資料の提供、 <u>方法書説明会及び準備書説明会</u> への出席その他の必要な協 力を求めることができる。			第62条 都市計画決定権者は、第2種事業を実施しようとする者又は事業者等 に対し、第57条から前条までに規定する環境影響評価その他の手続を行うた めの資料の提供、 <u>説明会</u> への出席その他の必要な協力を求めることができる。		
2 (略) (身分証明書)			2 (略) (身分証明書)		

改正案	現行
<p>第63条 条例第42条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、<u>様式第11号</u>によるものとする。 （書類の経由等）</p> <p>第64条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類（第27条第1項の書面を除く。）は、条例第5条第2項又は<u>第40条第5項の意見及びその理由</u>、条例第11条第2項の意見並びに条例第20条第2項の意見を記載した書類にあっては当該意見を述べようとする市町村長が管轄する区域、その他の書類にあっては第2種事業が実施されるべき<u>区域、対象事業実施区域又は法第5条第1項第3号に規定する対象事業実施区域を管轄する地方事務所の長</u>（以下この項において「関係地方事務所長」という。）を経由しなければならない。ただし、関係地方事務所長が2以上であるときは、知事が指定する関係地方事務所長を経由しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>第63条 条例第42条第3項に規定する職員の身分を示す証明書は、<u>様式第10号</u>によるものとする。 （書類の経由等）</p> <p>第64条 条例又はこの規則の規定に基づき知事に提出する書類（第27条第1項の書面を除く。）は、条例第5条第2項の<u>意見及びその理由</u>、条例第11条第2項の意見並びに条例第20条第2項の意見を記載した書類にあっては当該意見を述べようとする市町村長が管轄する区域、その他の書類にあっては第2種事業が実施されるべき<u>区域又は対象事業実施区域を管轄する地方事務所の長</u>（以下この項において「関係地方事務所長」という。）を経由しなければならない。ただし、関係地方事務所長が2以上であるときは、知事が指定する関係地方事務所長を経由しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>

改 正 案	現 行																																
(様式第2号) (第8条、第16条、第37条、 <u>第51条の3、第54条の2、第55条、第58条関係</u>)																																	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 方 法 書 送 付 書 準 備 書 送 付 書 評 価 書 送 付 書 事 後 調 査 計 画 書 送 付 書 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 方 法 書 送 付 書 準 備 書 送 付 書 評 価 書 送 付 書 </div> </div>																																	
年 月 日																																	
長野県知事 殿 (市町村長)																																	
住 所 氏 名 [法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名]																																	
(長野県環境影響評価条例第7条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条) 長野県環境影響評価条例第15条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条) 長野県環境影響評価条例第21条第3項 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項) 長野県環境影響評価条例第30条の2第2項 (長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第30条の2第2項)) の規定																																	
により、下記のとおり 方法書及びこれを要約した書類 準備書及びこれを要約した書類 評価書及びこれを要約した書類 事後調査計画書 を送付します。																																	
記																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)</td><td></td></tr> <tr><td>環 境 影 響 想 定 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲</td><td></td></tr> <tr><td>[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]</td><td></td></tr> <tr><td>[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書] [事 後 調 査 計 画 書]</td><td></td></tr> <tr><td>[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書] [事 後 調 査 計 画 書]</td><td></td></tr> </table>	対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)		対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)		対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)		対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)		環 境 影 響 想 定 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲		[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]		[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書] [事 後 調 査 計 画 書]		[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書] [事 後 調 査 計 画 書]		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)</td><td></td></tr> <tr><td>環 境 影 響 を 受 け る 範 囲 で 有 る と 認 め ら れ る 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲</td><td></td></tr> <tr><td>[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]</td><td></td></tr> <tr><td>[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書]</td><td></td></tr> <tr><td>[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書]</td><td></td></tr> </table>	対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)		対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)		対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)		対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)		環 境 影 響 を 受 け る 範 囲 で 有 る と 認 め ら れ る 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲		[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]		[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書]		[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書]	
対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)																																	
対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)																																	
対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)																																	
対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)																																	
環 境 影 響 想 定 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲																																	
[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]																																	
[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書] [事 後 調 査 計 画 書]																																	
[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書] [事 後 調 査 計 画 書]																																	
対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)																																	
対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)																																	
対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)																																	
対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)																																	
環 境 影 響 を 受 け る 範 囲 で 有 る と 認 め ら れ る 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲																																	
[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]																																	
[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書]																																	
[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書]																																	
(削る。)																																	

改 正 案	現 行																																
(様式第2号) (第8条、第16条、第37条、第58条関係)																																	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 方 法 書 送 付 書 準 備 書 送 付 書 評 価 書 送 付 書 事 後 調 査 計 画 書 送 付 書 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 方 法 書 送 付 書 準 備 書 送 付 書 評 価 書 送 付 書 </div> </div>																																	
年 月 日																																	
長野県知事 殿 (市町村長)																																	
住 所 氏 名 [法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名]																																	
(長野県環境影響評価条例第7条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第7条) 長野県環境影響評価条例第15条 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第15条) 長野県環境影響評価条例第21条第3項 (長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第21条第3項)) の規定																																	
により、下記のとおり 方法書 準備書及びこれを要約した書類 評価書及びこれを要約した書類 を送付します。																																	
記																																	
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)</td><td></td></tr> <tr><td>環 境 影 響 受 け る 範 囲 有 る と 認 め ら れ る 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲</td><td></td></tr> <tr><td>[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]</td><td></td></tr> <tr><td>[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書]</td><td></td></tr> <tr><td>[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書]</td><td></td></tr> </table>	対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)		対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)		対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)		対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)		環 境 影 響 受 け る 範 囲 有 る と 認 め ら れ る 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲		[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]		[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書]		[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書]		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)</td><td></td></tr> <tr><td>対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)</td><td></td></tr> <tr><td>環 境 影 響 を 受 け る 範 囲 有 る と 認 め ら れ る 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲</td><td></td></tr> <tr><td>[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]</td><td></td></tr> <tr><td>[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書]</td><td></td></tr> <tr><td>[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書]</td><td></td></tr> </table>	対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)		対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)		対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)		対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)		環 境 影 響 を 受 け る 範 囲 有 る と 認 め ら れ る 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲		[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]		[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書]		[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書]	
対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)																																	
対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)																																	
対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)																																	
対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)																																	
環 境 影 響 受 け る 範 囲 有 る と 認 め ら れ る 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲																																	
[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]																																	
[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書]																																	
[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書]																																	
対 象 事 業 の 名 称 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 名 称)																																	
対 象 事 業 の 種 類 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 種 類)																																	
対 象 事 業 の 規 模 (都 市 計 画 対 象 事 業 の 規 模)																																	
対 象 事 業 実 施 区 域 (都 市 計 画 対 象 事 業 区 域)																																	
環 境 影 響 を 受 け る 範 囲 有 る と 認 め ら れ る 地 域 の 範 囲 又 は 関 係 地 域 の 範 囲																																	
[方法書] についての意見書の提出先 [準備書]																																	
[方 法 書] の 名 称 [準 備 書] [評 価 書]																																	
[方 法 書] の 送 付 部 数 [準 備 書] [評 価 書]																																	
(備考)「環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲」とは、 <u>条例第7条の対象事業(施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される条例第7条の都市計画対象事業)に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲をいう。</u>																																	

(様式第4号) (第43条、第47条、第51条の6、第54条の2、第55条、第58条関係)

〔対象事業廃止等通知書〕
〔対象事業廃止等報告書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名 ㊞
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第25条第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第25条第1項)
長野県環境影響評価条例第26条第4項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第26条第4項)
長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)〕の規定

により、下記のとおり〔通知〕
〔報告〕

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
〔通知事項〕 〔報告事項〕	
対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合にあっては、当該引継ぎにより新たに事業者等となった者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
〔通知事項〕欄に該当することとなった年月日	年 月 日

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

(様式第4号) (第43条、第47条、第53条、第58条関係)

〔対象事業廃止等通知書〕
〔対象事業廃止等報告書〕

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名 ㊞
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

〔長野県環境影響評価条例第25条第1項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第25条第1項)
長野県環境影響評価条例第26条第4項(長野県環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により読み替えて適用される長野県環境影響評価条例第26条第4項)
長野県環境影響評価条例第32条第1項〕の規定

により、下記のとおり〔通知〕
〔報告〕

記

対象事業の名称 (都市計画対象事業の名称)	
対象事業の種類 (都市計画対象事業の種類)	
対象事業の規模 (都市計画対象事業の規模)	
〔通知事項〕 〔報告事項〕	
対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合にあっては、当該引継ぎにより新たに事業者等となった者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	
〔通知事項〕欄に該当することとなった年月日	年 月 日

(備考) 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を自署する場合においては、押印を省略することができる。

対象事業着手報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

対象事業に着手したので、長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
対象事業に着手した年月日	年 月 日
対象事業の実施を完了する予定年月日	年 月 日

施工状況等報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

長野県環境影響評価条例第32条第1項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
環境の保全のための措置の状況	
対象事業の実施状況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

(削る。)

(様式第7号) (第53条関係)

事後調査報告書

年 月 日

長野県知事 殿

(市町村長)

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

長野県環境影響評価条例第32条第1項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対 象 事 業 の 名 称	
報 告 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
環境の保全のための措置の状 況	
環境の状況の把握のための措 置の状況	
新たに講ずることとした環境 の保全のための措置	
対象事業の実施の完了後、対 象事業に係る土地又は工作物 において行われる事業活動そ 他の人の活動で当該対象事 業の目的に含まれるものを引 き継いだ場合にあつては、当 該引き継いだ者の住所及び氏 名 (法人にあつては、主たる 事務所の所在地、名称及び代 表者の氏名)	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況、環境の状況の把握のための措置の状況又は新たに講ずることとした環境の保全のための措置に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第7号) (第51条の6、第54条の2、第55条関係)

対象事業変更報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称		
変更しようとする内容	変 更 前	
	変 更 後	

(備考) 必要に応じ、変更しようとする内容に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第8号) (第53条関係)

対象事業変更報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県環境影響評価条例第32条第1項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称		
変更しようとする内容	変 更 前	
	変 更 後	

(備考) 必要に応じ、変更しようとする内容に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第8号) (第51条の6、第54条の2、第55条関係)

対象事業完了報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

対象事業の実施を完了したので、長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
対象事業の実施を完了した年月日	年 月 日
対象事業に着手してから対象事業の実施を完了するまでの環境の保全のための措置の状況	
対象事業に着手してから対象事業の実施を完了するまでの対象事業の実施状況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第9号) (第53条関係)

対象事業完了報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

対象事業の実施を完了したので、長野県環境影響評価条例第32条第1項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
対象事業の実施を完了した年月日	年 月 日
対象事業に着手してから対象事業の実施を完了するまでの環境の保全のための措置の状況	
対象事業に着手してから対象事業の実施を完了するまでの対象事業の実施状況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第9号) (第51条の7、第54条の2、第55条関係)

事後調査報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

長野県環境影響評価条例第31条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第31条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
対象事業の種類	
対象事業の規模	
対象事業実施区域	
関係地域の範囲	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
事後調査の状況	
環境の保全のための措置の状況	
対象事業の実施の完了後、対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ場合にあっては、当該引き継いだ者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	

(備考) 必要に応じ、事後調査の状況又は環境の保全のための措置の状況に係る図面又は写真を添付すること。

【参考】

(様式第7号) (第53条関係)

事後調査報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

長野県環境影響評価条例第32条第1項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
環境の保全のための措置の状況	
環境の状況の把握のための措置の状況	
新たに講ずることとした環境の保全のための措置	
対象事業の実施の完了後、対象事業に係る土地又は工作物において行われる事業活動その他の人の活動で当該対象事業の目的に含まれるものを引き継いだ場合にあっては、当該引き継いだ者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況、環境の状況の把握のための措置の状況又は新たに講ずることとした環境の保全のための措置に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第10号) (第53条、第54条の2、第55条関係)

施工状況等報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野県環境影響評価条例第32条第1項(長野県環境影響評価条例第40条第1項において準用する同条例第32条第1項)の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
環境の保全のための措置の状況	
対象事業の実施状況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

【参考】

(様式第6号) (第53条関係)

施工状況等報告書

年 月 日

長野県知事 殿
(市町村長)

住 所
氏 名
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

長野県環境影響評価条例第32条第1項の規定により、下記のとおり送付します。

記

対象事業の名称	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
環境の保全のための措置の状況	
対象事業の実施状況	

(備考) 必要に応じ、環境の保全のための措置の状況又は対象事業の実施状況に係る図面又は写真を添付すること。

(様式第 11 号) (第 54 条の 2、第 55 条、第 63 条関係)

	第	号
所属		
職	氏名	
長野県環境影響評価条例第42条第3項(同条例第40条第1項において <u>準用する場合を含む。</u>)の規定による身分証明書		
	年	月
		日交付
長野県知事		印

(様式第 10 号) (第 63 条関係)

	第	号
所属		
職	氏名	
長野県環境影響評価条例第42条第3項の <u>規定</u> による身分証明書		
	年	月
		日交付
長野県知事		印